

台灣情報誌

交流

2020年5月 vol.950

公益財団法人 日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

台灣專利制度と日本との関係



交流

2020年5月
vol.950

目次

CONTENTS

台湾專利制度と日本との関係 (福村 拓)	1
日本・台湾「けん玉道、交流の旅！」 ～世界に広げよう けん玉のわ・輪・和～ (矢野博幸・小川大賀)	10
片倉佳史の台湾歴史紀行 第十七回 大甲の聖人と呼ばれた志賀哲太郎 (片倉佳史)	17
日本台湾交流協会事業月間報告	26

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式

意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますので
ご了承ください。

● 日本台湾交流協会について ●

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務
関係として維持するために、1972 年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連
業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動してい
ます。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等
からの出向者が勤めています。

台湾專利制度と日本との関係

日本台湾交流協会台北事務所¹ 経済部主任
福村 拓

概要

特許制度は工業社会の近代化を表す一つの指標である。日本では明治18年に専売特許条例が公布され特許制度が始まった。では、台湾に専利制度²はどのように導入されたのか？

台湾にとって最初の特許制度は、日本統治時代に施行された日本の特許法であり、この点にはあまり驚きがないかもしれない。しかし、これは現在の台湾専利制度のルーツではない。

まだ台湾が日本統治時代であった1944年、中國大陸では国民政府が「專利法」を公表（公布）している。しかし公布はしたものの、戦時下の状況で直ちには施行することができず、戦後1949年1月になって施行された。ところが、その年の12月には中華民国政府は台北に遷都したため、この専利法が大陸で実効力を持った期間は僅か数ヶ月であり、その後は台湾で発展し現在の専利法に至っている。したがって、台湾専利法は「大陸生まれ台湾育ち」である。

こうした経緯や当時の指導者が何を考えて専利法を創ったのか等はあまり知られておらず解説する文献も少ない。そこで、本稿では当時の公文書等から台湾の専利制度のルーツと日台関係を探った。

1. 台湾における発明保護の歴史

（1）日本統治時代（特許法：明治32年法）

①日本での特許法施行（明治32年特許法）

台湾を見る前に日本で特許制度がどのように始まったかを簡単に確認する。

我が国に最初に特許制度を紹介したのは福沢諭吉だと言われている³。1871年（明治4年）には専売略規則が公布されたが、これは施行されることなく翌年には廃止された。

しかし、列強諸国への遅れに追いつくべく工業の近代化を進める中、初代特許庁長官を務めた高橋是清は、いち早く特許制度の重要性を認識し、欧米視察を行うなど制度制定に尽力した。当時、日本では不平等条約の改正が切実であり、特許制度の制定により、国内近代化と国際協調を海外に示しこれを条約改正の契機としたかったこともその背景にあると言われている⁴。そして、1885年（明治18年）4月18日、明治政府は専売特許条例を公布し、同年7月1日に施行され日本の特許制度が始まった。公布日の4月18日は現在「発明の日」として、特許庁などを中心に発明の啓発等が行われている。その後、1888年（明治21年）には、特許条例へと改正し審査主義を導入するなど制度の近代化を図った。

国際的には1883年（明治16年）、現在の知財制度の基礎条約となっている「工業所有権保護に関するパリ条約⁵」が締結されているが、当時日本

1 本稿は当協会の公式見解を示すものではなく、また政治的な立場を表すものでもない。

2 台湾には発明を保護する権利として「専利権」がある。これは、日本の特許権、実用新案権、意匠権の3つを合わせた概念。

3 西洋事情外編（1867年）に「発明ノ免許（パテント）」として紹介。

4 特許法概説（第13版）、p26（吉藤幸朔、熊谷健一補訂、2001年）



勅令 290 号「特許法、意匠法及商標法ヲ台灣ニ施行ス」(国立公文書館デジタルアーカイブ⁷)

は未加盟であった。幕末に締結した欧米諸国との不平等条約を対等なものとする条約改正会議においては、英米仏等から日本での知財保護強化を求める声が強く、外国人にも権利能力を認めるパリ条約への加盟が求められた。当初日本は自国産業の保護を理由にパリ条約への加盟を拒否したが、1894年の対英交渉においてパリ条約及びベルヌ条約への加盟を受け入れている。

それを踏まえ 1899 年（明治 32 年）7 月 1 日、特許法を施行し国内法として外国人に権利能力を認めた。そして、直後の同年 7 月 15 日に我が国のパリ条約の効力が発生している。

②台湾での日本特許法の施行

日清戦争の結果、1895 年（明治 27 年）6 月 17 日、日本は台湾に総督府を設置して統治下とし、翌年、「台湾ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」（いわゆる「六三法」）を三ヵ年の時限法として公布して、その後漸次国内法の効力を台湾でも及ぼす方針とした⁶。

5 いわゆるパリ条約。「内国民待遇」、「権利独立の原則」、「優先権制度」等を定めた、現在の知財保護の基本的な条約。

6 その後期限毎に期間を延長し継続。

同法は、台湾総督府に委任立法権を認め（第 1 条）、台湾総督府評議会の議決を取り拓殖務大臣を経て勅裁を得る手続きが規定されている（第 2 条）。これに基づき、知的財産関連法規については明治三十二年勅令第 290 号により、「特許法、意匠法及商標法ヲ台灣ニ施行スル件」が公布され、日本での施行日と同じ 1899 年（明治 32 年）7 月 1 日付で台湾においても上述の特許法（明治 32 年法）、さらには意匠法、商標法が適用されることになった（実用新案法の台湾での施行は 1905 年（明治 38 年））。

7 https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/MetSearch.cgi?DEF_XSL=default&IS_KIND=summary_normal&IS_SCH= META&IS_STYLE=default&IS_TYPE=meta&DB_ID=G9100001EXTERNAL&GRP_ID=G9100001&IS_SORT_FLD=&IS_SORT_KND=&IS_START=1&IS_TAG_S1=fpid&IS_CND_S1=ALL&IS_KEY_S1=F00000000018133&IS_NUMBER=100&ON_LYD=on&IS_EXTSCH=F9999999999999900000%2BF2009121017005000405%2BF2005021820554600670%2BF2005021820554900671%2BF2005022419051401457%2BF2005022420031901567%2BF2005022420051601573%2BF0000000000000018133&IS_DATA_TYPE=&IS_LYD_DIV=&LIST_TYPE=default&IS_ORG_ID=F0000000000000018133&CAT_XML_FLG=on

日本統治以前の清国時代には專利関連法規を有していなかったことから、この特許法明治 32 年法が台湾における最初の特許関連法規となった。

③台湾における日本法の失効

1899 年に特許法が施行されてから 1945 年に日本が敗戦し日本統治が終わるまで、約 46 年に渡り、台湾で特許法が施行された。戦後は 1945 年 10 月に国民政府が台湾を編入し、臺灣省行政長官公署を発足して統治を開始した。同年 11 月 3 日には、10 月 25 日に遡って「民国の一切の法令は、等しく台湾において通用する」と宣言している⁸。

一方で上記宣言では、移行措置として「日本統治時代の法令が三民主義や民国の法令に抵触しない場合、暫定的に有効とする」とも述べている。こうした状況で、特許法の厳密な失効時点の解釈に当たつて実務上混乱があったようである。臺灣省行政長官公署が 1946 年 12 月 20 日付で発行した公報には、当時の様子を伝える通達がなされている⁹。台南に住む吳木榮氏は 1946 年 9 月 17 日に天体観測器とその使用方法に関する発明を日本統治時代の特許法の様式で出願した。一方、国民政府は発明保護に關し、「獎勵工業技術暫行條例(工業技術獎勵の暫定条例)」を有していた。そこで、どちらの規定に基づいて発明を保護するかが問題となつたが、国民政府は、吳木榮氏の出願は「獎勵工業技術暫行條例」の規定に沿っていないから審査ができないとしている。そして、各県市には、專利に関する事項は、「獎勵工業技術暫行條例」と該条例施行細則に基づいて処理することを住民に周知するよう通達している。

(2) 国民政府による專利法制定

(專利法：民国 33 年法)

①国民政府による發明表彰制度

8 臺灣省行政長官公署署法字第 36 號

9 臺灣省行政長官公署公報 致亥巧署工(一)字第 55424 號
<http://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=E10C4498>

台湾が日本統治時代のころ中國大陸においては国民党の国民政府により、專利保護に関する「獎勵工藝品暫行章程（工芸品獎勵暫定規則）」(1912 年(民国元年)) が施行され、さらに、1932 年(民国 21 年) に「獎勵工業技術暫行條例¹⁰（工業技術獎勵暫定条例）」等、專利保護規定の数次の改正により、工業発明の獎励、工業技術の發展、研究意欲の促進を図っている。

なお、「專利權」の用語は、本来、特權や獨占権という意味である。民国 21 年獎勵工業技術暫行條例においても「中華民国において工業上の物品または方法に関する最初の発明をした場合、本条例により表彰を申請でき」(1 条)、その表彰として 10 年又は 5 年の獨占権(2 条)が与えられるとされている。一方、1939 年(民国 28 年)の改正条例では、当該条例における專利權として①物品または方法の最初の発明(特許)、②物品の形状、構造または装置であつて實用的な創作(實用新案)、③物品の形状、色彩またはその結合であつて美感を有する創作(意匠)の 3 つの権利に対する獨占権を「專利」と定義した。今日、專利法で用いられる「特許」、「實用新案」、「意匠」を意味する狹義の專利の用語がこのとき定義された。

こうした發明表彰規定を制定したものの、これらの制度は機能しなかったようである。立法院が国民政府に專利法を建言する文書(1944 年(民国 33 年)5 月 13 日、建呈議字第 3384 号)によれば、上記の章程及び条例の規定の下、許可された專利は僅か 492 件、年平均 16 件にも満たず、歐米諸国では年間数万件単位で権利化されている状況と比較して遙かに及ばないことが記されている。その理由として、獎勵工業技術暫行條例の規定が暫定的なものであることや、各条項を適用する際の詳細な運用規定がないことを挙げつつ、積極的な發明推進には、諸外国にならつた專利法の制定が必

10 <http://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=D3200091>

要であると述べられている。

②国民党政府による專利法制定

このような状況において、1940年（民国29年）11月、当時の軍事委員会委員長である蒋介石は、以下を指示した¹¹。すなわち、①早急に專利を研究する機関を設立すること、②專利法を制定するため各国の專利制度を調査すること、③調査に基づき專利法を制定することである。

これを受け、国民政府は経済部に「工業專利辦法籌議委員會（工業專利弁法準備委員會）」を設立し、專利制度に関する研究を所管させた。同委員会は翌1941年には、各国の大使館を活用して英、米、独、チェコ、伊、日、ソ連、スイス、インド、オランダの特許法と関連法規を60件以上、英、独、仏、日の関連書籍を数十種以上収集・分析、さらに専門家会合を35回開催し10点の論点を整理した。加えて、学術団体、業界団体、政府機関から提出された165件の意見についても検討した。こうした検討を経て1942年（民国31年）8月に專利法草案を公表している。

なお、同年12月の翁文灝経済部長から蒋介石委員長に「呈報」した專利法草案起草に関する書簡¹²には、上記のように諸外国の特許制度を詳細に研究したことに加え、国情に合わせベストミックスする検討を行った旨が記載されているが、これは現在でもよく見られるスタイルである。

1944年（民国33年）5月4日、立法院第4回第260回会議において專利法案を可決し、同年5月29日、国民政府はこれを公布した。以上は大陸に

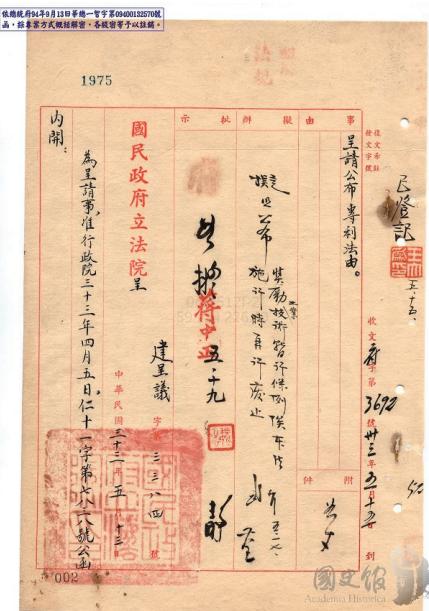
11 1940年（民国29年）11月の機密（甲）字第三四三四號なる文書により蒋介石から指示がなされたことが、複数の文書に言及されているが、当該文書の現物は確認できなかつた。しかし、言及している文書を総合すると、おおよそ上記①～③を指示したものと考えられる。

12 經濟部部長翁文灝呈軍事委員會委員長蔣中正為呈報設立發明專研機關辦理經過暨專利法草案（1942/12/13）
<https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/544512EP4kQ96#clx>

おける出来事であり、このとき台湾は日本統治下である。

施行日については、「本法の施行日は命令をもって定める。」（第133条）とされ、公布時点で未確定となっていた。また、「專利の事項については、經濟部が專利局を設立してこれを取り扱う。」と規定され（第10条）、国民政府は專利局を設立し、審査や運用の体制を整備してから施行することを予定していた。

しかし、当時の中国大陸は戦時下の混乱にあり、人員等の調整が困難なことを理由に專利局の設立は延期となっている。一方で1946年（民国35年）10月に經濟部は專利法実施の重要性から、当時の商標局に專利に関する準備を命じた。したがつて、この時点では專利局の設立と專利法の施行時期は未定である。）



立法院が国民政府に專利法を建言する文書（1944年（民国33年）5月13日、建呈議字第3384号、國史館檔案史料文物查詢系統より¹³）

專利法制定の経緯を記した文書は乏しく、当文書の冒頭部分の説明は貴重。

13 <https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/515268J4WPwaO#65J>



專利法の公布文書（1944年（民国33年）5月29日、國史館檔案史料文物查詢系統より¹⁴⁾

②蒋介石と科学技術

専利制度の確立や専利法の制定は、蒋介石軍事委員会委員長の主導で進められた。戦時下にあって欧米列強との科学技術力の格差を憂慮し、これらの国々の制度を吸収して制度構築に努めたことが、例えば上述の建呈議字第3384号等、当時の資料に多く残されている。

また、知財関連の弁法等の成立など、制度構築の実務では、実業家であり国民政府で工商部長や財政部長として蒋介石を支えた孔祥熙の尽力があったと考えられる¹⁵。孔祥熙は日本人実業家の中根斎との交流の中で知的財産の重要性を感じていたとされる¹⁶。中根斎は明治末期に中国に渡った実業家であり、また、満州で商標法の制定に携わった人物とのことであるが詳細は明らかでない¹⁷。1927年には、中根斎から孔祥熙に対し、西洋社会では商標、専利といった産業財産権が非常

14 https://ahonline.drn.gov.tw/index.php?act=Display/image/548154TOn0d=_#c5j

15 行政院院長蔣中正呈国民政府為獎勵工業技術暫行條例由部令公布特許法緩訂請鑒核備案
<https://ahonline.drn.gov.tw/index.php?act=Display/image/554467yp16=vE#7au>

16 檔案中的孔祥熙：以胡佛檔案館的新近公開資料為例（國史館館訊05期）（林美莉、2010年12月1日）
<http://shinmatsu.main.jp/k6703.html>

に重視され、これを中国でも導入すべきである旨を進言したと手紙に記されていることである¹⁸。

蒋介石が科学技術に対しどのような考え方を持っていたか示す発言をいくつか紹介する。

・「こんにちの時代は、まさに科学競争の時代である。われわれはわが国固有の学術を研究し、ますますこれを光輝あるものとして、文化の遺産を継承すべきであることはいうまでもないが、同時に進んで現代科学の新知識を追求し、創造発明に成果をあげて、建国の要求に応えなければならぬ。」（青年救国団成立六周年訓示¹⁹⁾）

・「中華民族の聰明才知は、決して他の民族に劣らない。われわれの科学教育を理想的に育成啓發する限り、科学の發達した国家とも、肩を並べて前進することができ、他日これを追い抜くことも不可能ではない。」（全国大・中・小学校古參優良教授に対する挨拶²⁰⁾）

（3）台湾における専利法（民国33年法）の施行

①専利法とともに遷台

さて、上述のとおり1944年（民国33年）5月29日、大陸の国民政府が公布した専利法であるが、終戦後、1947年（民国36年）10月14日の国民政府令により、その施行日を1949年1月1日とすることを定め、併せて獎勵工業技術暫行條例を廃止することを発令した。

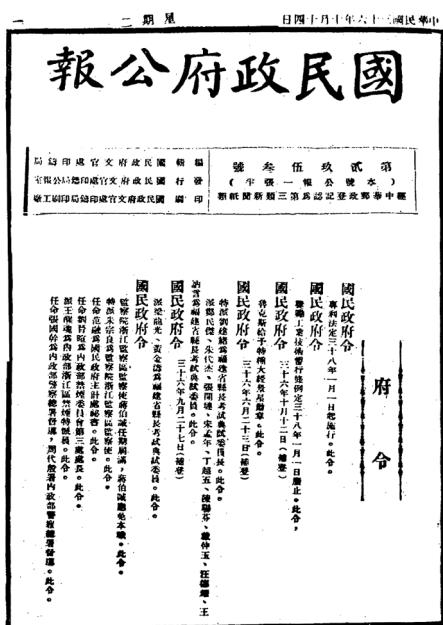
専利局は依然設立されていない中、1949年1月1日に国民政府は専利法を予定どおり施行した。しかし、その発令の直後の同年12月、中華民国政府は中国共産党との内戦から逃れ台北へ遷都した。したがって、この専利法が大陸において有効

18 檔案中的孔祥熙：以胡佛檔案館的新近公開資料為例（國史館館訊05期）（林美莉、2010年12月1日）

19 蒋介石名言集（二）p229（昭和49年2月15日、ケイザイ春秋社）

20 蒋介石名言集（一）p218（昭和48年3月20日、ケイザイ春秋社）

だったのは、1949年1月1日の施行から同年の遷台までの数ヶ月であり、遷台以降、台湾のみで効力を有した。



専利法の施行日と奨励工業技術暫行條例廃止を伝える公報。(國民政府公報第 2953 号、1947 年(民国 36 年)10 月 14 日、國家圖書館 政府公報資訊網²¹より)

②専利法の所管官庁

1949年(民国 38 年)1月 17 日に工商部中央標準局組織條例が公布されたが、その所管業務に専利の事項は含まれていない。ただし実務上は 1950 年(民国 39 年)4 月に、専利業務について、専利局が設立されるまで中央標準局が兼任で所管することとされた²²。当時、台北には中央標準局が入居するのに適当な場所がなく、台南市に設けられたとのことであり、当地は現在、標準検査局台南分局となっている。そして同年 9 月には最初の専利権が付与されている(第一号専利については後述。)。

専利業務が経済部中央標準局組織條例に規定されるのは、1979 年(民国 68 年)8 月 6 日に公布された改正条例からである。

さらに 1999 年 1 月 26 日には経済部智慧財産局を設立し、専利法、商標法に加え、著作権法、半導体回路配置、営業秘密に関する業務を所管させ

	日本	台湾	中国大陸
1885年	<u>專売特許条例</u>		
1888年	<u>特許条例</u>		
1895年	台灣總督府設置	日本統治時代	
1899年	<u>特許法(明治32年法)</u>		
1909年	<u>特許法(明治42年法)</u>		
1912年			
1921年	<u>特許法(大正10年法)</u>		
1932年			
1944年			
1945年	終戦	國民政府による統治	
1949年		<u>專利法施行(1月)</u>	<u>獎勵工藝品暫行章程</u>
			<u>獎勵工業技術暫行條例</u>
			專利法公布(5月)
1959年	<u>特許法(昭和34年法)</u>	中華民国政府台北遷都(12月)	中華人民共和国設立(10月)

台湾における専利制度の変遷と、日本及び中国との関係

21 <http://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=D4700431>

22 経済部(三九)工字第 1675 號訓令、行政院(三九)經字第 1396 號指令



台南市（成功路一巷一號（現富北街 9 號、現標準檢驗局台南分局の場所）に設けられた中央標準局（写真：經濟部標準檢驗局 HP から引用²³）。日本式建築物であることが分かる。

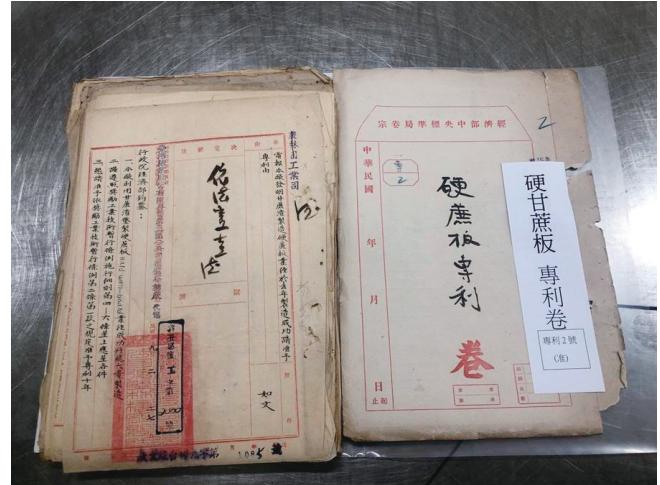
るとともに、中央標準局が有した標準、度量衡に関する業務は經濟部標準檢驗局に移管した。なお、昨年、智慧財産局は設立 20 周年を迎えている。

③専利法による専利 1 号

専利法に基づいて最初に登録された発明は、1950 年（民国 39 年）2 月 27 日に臺灣糖業公司により出願された「硬蔗板之製造方法」である²⁴。サトウキビを製糖したときの残渣から、天井材や隔壁材を形成する方法であり、所定の圧力の下で加熱することで外観がきれいで堅牢な板が形成できるというものである。当時の台湾で製糖業が一大産業であったことが専利からもうかがえる。

2. 大正 10 年特許法と民国 33 年専利法

では、専利法（民国 33 年法）の中身はどのよう



智慧財産局が公開した専利第 1 号の包袋資料（中国時報サイトから引用²⁵、2019 年 4 月 26 日）

なものだったのか。日本統治時代末期の特許法（大正 10 年法）と専利法（民国 33 年法）を主要な項目について比較した。発明を認める判断基準や実務上の運用では多くの相違があったかもしれない。しかし、以下のように法律的な理念では、両者は多くの共通点を有しているとともに、当時の専利法は諸外国法と比しても先進的な制度を規定していたと考えられる。

23 <https://asmi.nstm.gov.tw/tour/Details.aspx?Parser=99,5,19,,,106,10,,,1>

24 <https://gpssl.tipo.gov.tw/gpsskmc/gpssbkm?.bf390B000002011000000000010000001000000^0200000410000004C404892>

25 <https://www.chinatimes.com/realtimenews/20190426003653-260410?chdtv>

	特許法（大正 10 年）	專利法（民国 33 年）	備考
対象	新規ナル工業的発明（1条）	工業的価値を有する新しい発明（1条）	
先願主義と先発明主義	先願主義 「同一発明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス（以下略。）」（8条）	先願主義 「二人以上が同一の発明をしそれぞれ出願した場合、最先の出願人だけに特許を付与しなければならない。」（15条）	日本は、明治 32 年特許法で先発明主義を採用していたが、大正 10 年改正法から現在の先願主義に移行。
存続期間	出願公告の日から 15 年（43条）	専利権の期間は出願日から 15 年（6条）	起算日が異なる。 なお現在は、日本とともに、出願日から 20 年。
審査主義	審査主義 「特許ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム」（70条）	審査主義 「専利局局長は、専利出願を審査する審査委員を指定するものとする。」（27条）	審査主義に対して無審査主義がある。紛争が生じたときは裁判所で審理する主義であり、フランスは長らく無審査主義を採用した。
新規性等	国内における新規性、進歩性 「本法ニ於テ発明ノ新規ト称スルハ發明カ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトナキヲ謂フ 一 特許出願前帝国内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ 二 特許出願前帝国内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ実施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ」（4条）	新規性と実用性 「本法で言う新たな発明とは次のいずれにも該当しないものをいう 1. 出願前に刊行物に記載されたもの、または、国内で公開され他人が使用可能なもの 2. 先に登録査定されたものと同じ発明 3. 外国政府に出願後 1 年以上経過したもの（以下略。）」（2条） 「本法でいう工業的価値とは次のいずれにも該当しないものをいう 1. 実用性がない場合 2. 工業的実施に達していない場合」（3条）	民国 33 年法では、「出願前に刊行物に記載されたもの、または、国内で公開され他人が使用可能なもの」と規定され、刊行物については世界公知に認める。
ダブルパテント	ダブルパテントの禁止 同日出願は協議 「同一発明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セス」（8条）	ダブルパテントの禁止 同日出願は協議（15条）	
特許しないもの	特許しない発明 1. 飲食物又は嗜好品 2. 医薬又はその調合法 3. 化学方法により製造すべき物質 4. 秩序もしくは風俗をみだり又は衛生を害する虞あるもの（3条）	次の物品には特許を付与しない。 1. 化学品 2. 飲食物及び嗜好品 3. 医薬品又はその調合法 4. 発明の使用が法律に違反する場合 5. 公共の秩序、善良な風俗、あるいは衛生を妨害する場合（4条）	化学物質等は、技術水準が低い状況で対象とし外国企業に独占されてしまうことを懸念して特許の対象外としていた。日本では、大正 10 年法で採用され、昭和 50 年法（1975 年）まで存置された。また、台湾では民国 75 年施行法（1986 年）において、化学品に特許が開放された。

特許権の効力	物の発明では、その製作、使用、販売、拡布する権利、方法の発明では、その方法で製作した物を使用、販売、拡布する権利を専有できる（35条1項）	「専利権者はその発明を専有、製造、販売又は使用する権利を有し、例えば発明が方法である場合、その方法で直接製成される物を含む。」（42条）	
外国人の権利能力	外国人に権利能力を認める 「外国人ニシテ帝国内ニ住所ヲモ營業所ヲモ有セサルモノハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許権又ハ特許ニ関スル権利ヲ享有スルコトヲ得ス」（32条）	互恵の原則 「専利相互保護条約による外国人は、中華民国で専利出願する場合、本法にしたがってこれを行うこと。」（14条）	

3. 専利法の発展

以上のように、台湾の専利法は日本統治時代の特許法を引き継いだものではなく、大陸において国民政府が諸外国の制度を研究して制定したものであり、日本統治や日本法の影響を直接受けたものではない。

その後、専利法は台湾において、台湾産業の実態を踏まえて数次の改正を行い発展してきた。特に、1994年改正においては、WTO加盟のため、全133条のうち77条を改正、26条を新設、10条を削除する大規模な専利法改正を行い、国際的な知財制度との調和を図った。また、出願件数で見ると、制度開始時（1950年）は39件だったものが、2019年には74,652件となっており、台湾の産業の成長とともにこの70年で制度自身も普及し成長した。

加えて日台間は長年、知財分野で多くの情報交換や検討を重ねている。その結果、現在、日台の制度上の基本的な概念はよく調和し、双方のユーザーが大きな違和感なく、互いに相手側の制度を利用しやすい環境となっている。このような知財

制度の調和や双方の制度への理解の深化は、戦後の日台間の協力・交流の成果の1つだと言える。

1995年11月に開催された「百年の商標法変遷、百年の専利制度の回顧共同討論会」²⁶において、王泰升・台湾大学教授は「台湾の人々が日本統治時代に既に商標や専利を経験したことが1945年以来中華民国の法律が台湾で順調に施行できたことに関係しているのではないか。」旨、述べられている。現在私たちが利用する日台の知財制度には、こうした歴史的背景を基礎に戦後積み重ねてきた協力関係が息づいているのである。

主な参考文献

- 百年來專利制度之回顧（林晉章、臺灣法制一百年論文集 p254-292、1996年）
- 工業所有権制度百年史（上巻）（特許庁、1984年）
- 工業所有権制度百年史（下巻）（特許庁、1985年）
- 中央標準局五十年的回顧與貢獻（經濟部中央標準局、1999年）
- 2019台灣の經濟 Data Book（日本台湾交流協会、2019年）
- 我國專利制度之研究（第5版）（陳文吟、2010年）
- 台灣法における日本の要素（王泰升、2014年）
- 高橋是清自伝（上巻）
- 日本法制史（牧英正、1993年）

26 百年來專利制度之回顧（林晉章、臺灣法制一百年論文集 p293、1996年）

2019年8月9日(金)～12日(月)



日本・台湾「けん玉道、交流の旅！」 ～世界に広げよう けん玉のわ・輪・和～

公益社団法人日本けん玉協会 副会長 矢野 博幸（けん玉道九段）
世界けん玉道選手権大会チャンピオン 小川 大賀（けん玉道六段）

★ はじめに

この度は、(公財)日本台湾交流協会様より、親日で有名な台湾においてけん玉の講座を催行するお話をいただき、大変感激するとともに、是非とも台湾でもっとけん玉を普及させたい！という熱い想いが体の内から湧き上がるのを感じました。

けん玉は、かつては「とめけん」「日本一周」「もしかめ」のような技に代表される子供の遊びのイメージでしたが、2012年頃にアメリカのスノーボーダーやBMXを楽しむメンバーが、素晴らしい景色でノリの良い音楽に合わせてアクロバティックな技を繰り出すスタイルリッシュな動画を出し続けた結果、多くの海外の若者がけん玉をするようになり、技の高難度化、多種多様化が起こり、子供の遊びというイメージが完全に払拭されました。

今ではけん玉の取り組み方も、単なる子供の遊びやレクリエーションから、競技を主体としたスポーツ、自己表現のためのアートやパフォーマンス、果ては心身鍛錬のための芸道・武道まで様々

です。またその効果・効能も、集中力、リズム感・バランス感覚や忍耐力の向上、達成感・充実感・自己肯定感の獲得、心身のリフレッシュ・気分転換そして体力・健康増進と、屋内外を問わずに手軽にできるものとは思えないものがあります。そしてけん玉は遊びの場のみならず、職場、教育・医療・福祉施設、国際交流の場などでも多く用いられ、老若男女や国籍を問わない優れたコミュニケーションツールとして活躍しています。

特に最近は、新型コロナウイルスの影響により日本においてけん玉は「おうちでできる健康増進・気分転換ツール」として、にわかに注目を集めています。

★ (公社)日本けん玉協会とは

私たち（公社）日本けん玉協会（以下、「JKA」と言います。）の使命は、この日本の誇るべきクールな伝統遊戯であるけん玉を普及・発展そして継承することです。JKAは、1975年5月5日に映画「南極物語」の原作となった「タロ・ジロは生きていた」の著者で童話作家の藤原一生さんが初



代会長となり創設したもので、今年で45周年を迎えます。藤原会長は幼い時に両親を失い、キリスト教の施設で育ちましたが、その傍らにいつもけん玉があったことから、是非これを世界に広めたいとの想いでJKAを創設しました。

私たちはこの想いを継承しつつ、けん玉大会の開催（けん玉道日本一を決める競技会、地方へのけん玉普及促進のための大会、国際大会等）、級・段位の審査・認定、指導者の育成・認定、協会公認けん玉の認定、けん玉教室の開催及びその他の普及活動を行っています。

これらの事業を推進するにあたり、JKAはけん玉を単なる遊びではなく、その基本理念を「けん玉道」として普及活動を行っています。けん玉は、いざ人前で行おうとすると緊張で動悸がして手が震え、雑念で集中力を欠き、また、技術の不足等の心技体の未熟さゆえに、なかなか思うようにはならないものです。「道」とは、ある辞書によれば「人格の完成を目指すものであり、ひとつの物事を通じて生きざまや真理の追究を体現、又は自己の精神を修養するもの」とあります。けん玉道は、芸道であり武道です。芸道として、技を鍛磨し、極めることにより、また、武道として、尊敬すべき相手・同志との試合を通じてお互いに切磋琢磨することにより、これを目指します。よって競技会等では、指導者、先人、仲間、歴史（遺産）等を敬う心とこれの表出である礼儀（あいさつ、誠実・素直さ等）、奉仕の精神、けん玉等物品の愛護、心技体の修練を重んじ、選手、審判、応援者等その場にいる全ての者がこれに則った振る舞いをすることが求められます。

恥ずかしながら今回台湾に行くことになり、初めて、日清戦争の勝利などで日本及び日本人に対する関心が高まっていた時期に『武士道』を著した新渡戸稻造が、サトウキビの品種改良と大規模な製糖工場の建設等によって台湾における糖業発展の基礎を築くことに貢献し、台湾糖業博物館（高雄市）に「台湾砂糖之父」としてその胸像が置か

れていることを知りました。

また、JKAには小学校の教諭等教育関係者が多数在籍しておりますが、吉田松陰の甥の楫取道明他6名の日本人教師等が犠牲となった芝山巖事件と神社の創建・破壊、伊藤博文揮毫による「学務官僚遭難之碑」の話を知り、先人の教育に対する使命感に胸を打たれました。

これらのことは、JKAの普及活動に相通じ、私たちが見習わなければならないことです。今も現地の人々に尊敬される多くの先人が存在する台湾において、日本台湾交流協会様主催の下、けん玉普及活動ができることに無上の喜びを感じとともに、私たちも気持ちを新たにしてこの活動に臨まなければならぬと思いました。

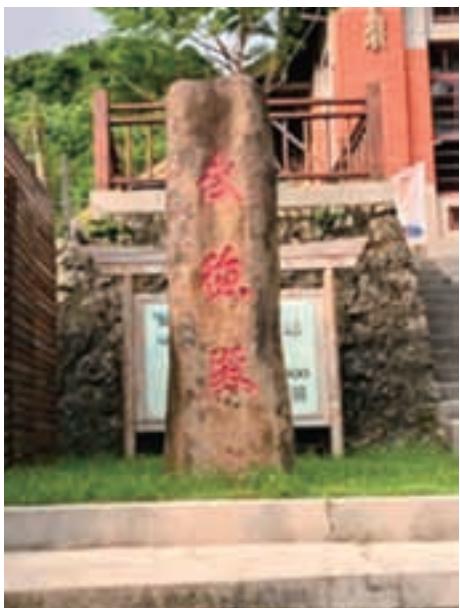
★ さあ「台湾へ行くぞ！」 ～台風接近に伴い不安が的中か？～

このように人生初の台湾訪問に向けて期待と喜びに胸を大いに膨らませていたのですが、なんと台風9号が8月4日にフィリピン東に発生し、台北を通過して中国浙江省を通過との予報！我が家のある大阪には接近しそうもないで家族を始め周りはのんきに「お父さんが行くところは雨が多くて、半端ない豪雨になるからなー」などと言っています。見事に自他ともに認める雨男の本領が発揮され、台風は8日から9日にかけて台湾の東から北に走り抜けました。9日午前のフライトが夜間に変更となり、この日の18:30から予定されていた台北での「けん玉講座」は残念ながら中止となってしまいました。

結局、その日は夜中の12時頃高雄市のホテルに到着となりましたが、機内で小川大賀選手と綿密な打ち合わせを行い、高雄市到着時には深夜・荒天にもかかわらず日本台湾交流協会の又平様、吉田様の温かいお出迎えをいただいたこともあり、明日以降のけん玉講座では台北の中止の分も取り返すべく頑張ろうと、いやが上にも気合が入りました。

★ 高雄市「けん玉講座」

8月10日（土）午前11時にホテルを出発し、車で会場の高雄市武徳殿（振武館）へ向かいました。



た。この施設は日本による台湾統治時代の創建で、今でも武道場として日本との親善試合等も行われています。また、台湾には他にも武徳殿があり、文化・教育施設や市民のコミュニティースペース等として残されていると聞き、日本人として大変うれしく思いました。

台風の影響で少ないことが懸念された参加者も、けん玉講座が始まる午後2時が近づくに連れて少しづつ増え、最終的には82名が参加し、大阪よりやや蒸し暑い気候と冷房のない歴史的建造物内の記念すべき第1回目の台湾「けん玉講座」は、自ずと汗だくになりながらの熱氣あふれるものとなりました。

まず初めに主催者側の日本台湾交流協会の又平様より講座の趣旨と私たちの紹介をしていただきました。続いて私が通訳を入れながら挨拶をしましたが、中には日本語がわかる方が数人いて、時折話の中でユニークな話を入れると即座に反応してくださいました。

いよいよ講座の始まりです。まずはパワーポイントを使って簡単にけん玉について知ってもらう講義、続いて実際に参加者にけん玉をしてもらう体験実習です。講義では、「けん玉の歴史」について、けん玉は、その原型となるものが古くから世界中に（例えば16世紀フランスの国王アンリ3世も愛用したと言われるビルボケ等）ありますが、日本では少なくとも江戸時代から宴席等で遊ばれ、大正時代には現在のけん玉の原型となる日月ボールが日本中で流行し、今では日本人であれば誰もが一度は遊んだことがあるものになったことを話しました。皆、世界中でけん玉と同じような玩具が昔からあり、大人がヴェルサイユ宮殿などでも遊んでいたことについて非常に驚いていました。続く「JKAについて」では、既述の初代藤原会長によるJKA創設の話や、特に私たちがこれまで大切にしてきた「けん玉道」精神について話をしました。

一通りの講義を終えると、いよいよ実際にみん

なでけん玉をして遊びます。まずは、けん玉の持ち方、構え方を教えます。けん玉はノウハウの塊で、ちょっとしたコツをきちんと教わればその場で想像以上の種類の技ができるようになりますし、上達も格段に早いです。実際に玉を引き上げる動作と体の使い方などを楽しく、できる喜びをみんなで共有・増幅しながら実技指導を展開していました。

盛り上がったところで、みんなで級位認定会を行いました。10級の技である「大皿」から段々と技が難しくなり、級が上がるにつれて脱落者が出てきます。最初はできて喜んでいた人も、7級の「ろうそく」あたりから徐々に真剣な表情になり、緊張感と歓喜が入り混じる中、皆で励ましあいながら認定会を進めました。級位を取得した人には認定証をその場で手渡しましたが、皆、きっと家に持ち帰って色々なところで今日の一生忘れられないような体験を面白おかしく伝えてくれることでしょう。

最後に、世界チャンピオンの小川大賀選手によるパフォーマンスを披露しました。糸についていけないけん玉で、アクロバティックな技をどんどん繰り出す様子に会場全体が息をのんで魅せられ、演舞が終わると万雷の拍手に包まれました。是非読者の皆様も、一度その目で実際にご覧になられることをお勧めいたします。

台湾で初の「けん玉講座」も終わってみればあっ



という間で、参加者からはけん玉の練習をもっとやりたい、けん玉はどこで購入すればいいのかと言った質問を何度か受けるほど、けん玉を楽しみ、関心を持っていただけたようです。悪天候に見舞われ不安な立ち上がりとなった私たちの旅も、お陰様でなんとか軌道に乗ったようでした。

★ 高雄ハワードプラザホテル（高雄福華大飯店）でのけん玉パフォーマンスと台湾けん玉協会「中華剣玉運動協會」等メンバーとの交流

夜は宿泊しているホテルから依頼があり、ホテルのロビーでサプライズパフォーマンスを行いました。ロビーと言ってもそこは吹き抜けになっていて、階上のフロアやエレベーターホール、エスカレーターから眺めている人もたくさんいます。多くの方に楽しんでいただけたようで、早速ホテルのFacebookページに紹介されました。



<https://www.facebook.com/125510882375/posts/10157621111672376/?s=100000341731442&v=e&sfn=mo>

台湾のけん玉プレイヤーは毎週定期的に集まって練習会を行っています。一部のメンバーとは夕食をともにし、そのまま午後10時まで練習会に参加しました。その時にもまた、阪神百貨店のデパート広場でさながらフラッシュモブのように小川大賀選手がパフォーマンスをしました。台湾のけん玉プレイヤーはもちろん、道行く人も足を止めて拍手喝采を送り、広場全体のボルテージを一気に最高まで押し上げることができました。

★ 台南市「けん玉講座」

11日（日）は高雄市から車で1時間移動し、台南市台南文創園区古蹟出張所へ向かいました。参加者は、56名と昨日よりやや少なめでしたが、日本人の親子や台湾けん玉協会のメンバーも駆けつけていただき、大変盛り上がったものになりました。



た。

中にはお年寄りの方もおられ、健康増進に役立つのであればと、とても興味深く話を聞いておられました。現にJKAでは近年、高齢化社会を反映してか「健康けん玉講座」のニーズが大変増えています。医療・福祉施設でのフレイル予防運動やフィットネスクラブでの高齢者向けプログラムへの支援依頼に応えています。その効果が抜群なのか、会員の中には今年96歳で左手にハーモニカを持って「もしかめ」の曲を演奏しながら右手で「もしかめ」の技をフルコーラス行う方がいたり、85歳を超えて児童館等でのけん玉教室を年間200件以上こなす方もおられます。

さて、今回の講座でも級位認定会を行いました。なんと1級を取られた方がいましたので、皆の前に出て、けん玉を披露していただきました。とても緊張したようですが、大変盛り上がった素晴らしいパフォーマンスとなり、みな大喜びでした。

★ 日本台湾交流の懸け橋として

けん玉は日本においても、古くて新しいものとして最近注目を浴びています。年末の紅白歌合戦では三山ひろしさん（協会会員、けん玉道四段）が3年連続で芸能人や一般の方々とギネスに挑戦していますし、フィギュアスケートの羽生結弦選手が趣味としてけん玉を行っているのも有名です。中には吉賀稔彦さんのように、子供たちの柔道教室で真剣に練習メニューとして取り入れている方もおられます。

また、国内のみならず、20を優に超える国・地域の方々が日本のけん玉大会へ参加し、日本以外の国・地域でもけん玉大会が開かれるようになっています。

台湾においてもけん玉が普及してきている手応えは十二分にあります。しかも台湾はけん玉プレイヤーだけではありません。JKAは公益社団法人であるため、競技会や段位認定等の公平・公正性を担保すべく、安全で均質なけん玉を確保しな

ければなりません。そのため認定けん玉製造業者には極めて厳しい基準を設け、高い技術と信頼性を要求していますが、これまで日本国内で数社、海外では唯一台湾で一社しか合格していません。私たちにとっては「日本精神」の体現者として信頼していた「Yumu Kendama」様が昨年9月、主として財政的な理由によりけん玉製造を止めてしまったのは大変残念なことですが、いつか復活、又はこれに続く新たな認定けん玉製造業者が出て来てくれることを切に期待しています。

JKA では私も含め、これまでアメリカ、モンゴル、中国、フランス等で多くの会員が普及活動を行ってきました。今回実際に台湾でけん玉講座を行い、台湾が JKA の国際的けん玉普及活動の中心的な地域となり、またそれが会員の人格形成に素晴らしい効果を及ぼすことが期待できることを確信しました。私個人としても、今回できなかつた台北へはもちろん、毎年台湾への訪問ができるのかと考えております。

改めまして、この度の日本台湾交流協会様のご支援、ご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後のご活躍をご発展を祈念いたします。JKA も、今回の台湾「けん玉講座」を足掛かりとして、国際的けん玉普及活動を少しでも推進していくたいと思います。今後とも末永くお付き合いのほ



ど、よろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。

★ 日本の“けん玉の妙技”を見ていただけて幸せでした！

全日本けん玉道選手権大会 優勝（2回）

世界けん玉道選手権大会 優勝（2回）

2018、2019 全日本けん玉パフォーマンス大会

V 2 優勝 小川 大賀（けん玉道六段）

私は、初めて台湾に行きました。小学1年生でけん玉を始め、あしかけ10年で全日本けん玉道選手権大会で優勝することができました。また世界けん玉道選手権大会～藤原一生杯～でも優勝2度の世界チャンピオンにもなりました。

台湾でのけん玉交流では技のやり方やコツといった技術的な部分だけでなく、けん玉に関する歴史やけん玉をすることで得られる効果などについても理解を深めてもらえたのではないかと思います。またけん玉を使った遊びを通して楽しさや達成感も味わってもらえたと思います。

今回は外国でのけん玉講座であったため、正直言語の部分での不安がありましたし、実際うまく伝えられなかったところもありました。しかし言語では伝わらなくても心では一つになれたような、そんな講座になったのではないかと終わった今では感じています。さらに今回は台湾のけん玉プレイヤーとの交流もあり、そこで台湾での活動



やどういった技に取り組んでいるのかについて知ることができました。台湾が親日ということはなんとなく知っていましたが、現地で得た体験はやはり本物でした。

日本も台湾から多くの影響を受けていると思います。こうした関係がこれからも続くように、台

湾と日本の懸け橋の一つとしてけん玉が取り上げてもらえたなら嬉しい限りです。

けん玉講座に参加された方々、お世話になった日本台湾交流協会の皆様、台湾けん玉プレイヤーの皆さん、本当にありがとうございました。



大甲の聖人と呼ばれた志賀哲太郎

片倉 佳史（武蔵野大学客員教授・台湾在住作家）

大甲は台湾島中西部の沿岸にある小都市である。現在は台中市に組み込まれ、大甲區となっている。文化の街としても知られる大甲だが、ここに26年にわたって教育に携わった人物がいる。今回はこの志賀哲太郎の生涯と大甲の関わりについて述べてみたい。

●台湾中部の都市・大甲に息づく一人の教師

大甲（たいこう）は大安渓と大甲渓によって形成された沖積平野の上に位置する町で、人口は約7万7千人。周囲は豊かな田園地帯が広がっている。新竹・苗栗地方の沿岸部のように風害・塩害に苦しめられることもなく、古くから穀倉地帯となっていた。また、日本統治時代は大甲帽（パナマ帽）の製造で知られ、台湾を代表する地場産品となっていた。

また、航海の女神として親しまれる媽祖信仰の総本山「鎮瀾宮（ちんらんぐう）」があり、媽祖の生誕日である旧暦3月23日頃には盛大な祭事が開かれ、街は信徒で埋め尽くされる。普段は静かな地方都市の情緒に包まれているが、数多くの人材を輩出した街でもあり、文化の気風が色濃く漂っている。

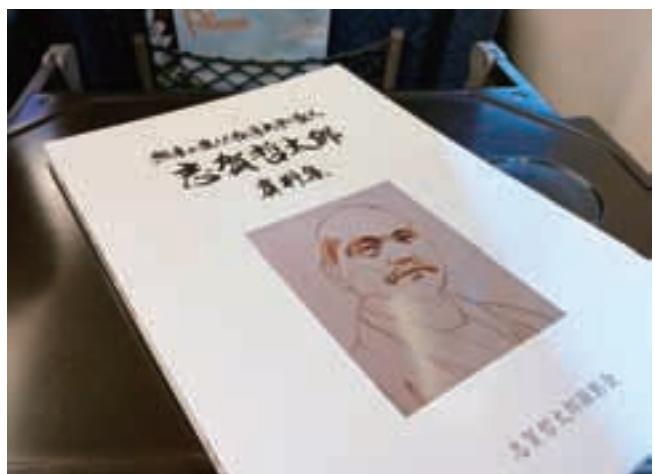
筆者は数年前、熊本在住の野元政司氏の紹介を得て、熊本出身の志賀哲太郎という人物の墓地を訪れた。大甲の鎮瀾宮は何度か訪れていた。台湾の地方都市ならではの落ちついた空気が漂い、魅力的な土地である。しかし、志賀哲太郎という人物は知っていたものの、訪れる機会がなく、念願かなっての取材となった。

長らく、志賀哲太郎についての記述は、『台湾と日本・交流秘話』（展転社）が唯一という状態だった（永山英樹氏が執筆を担当）。筆者もこの書籍で志賀哲太郎という人物を知ることになった。

現在、志賀哲太郎については顕彰会が組織されており、豊富な内容を誇る資料集が刊行されている。その編者であり、著者でもある増田隆策氏は、足かけ4年の歳月をかけて文献・史料を当たったという。そして、郷土史研究家の張慶宗氏と連携を取り、綿密な現地取材を経て、この資料集をまとめあげた。

志賀が生を受けたのは1865年、世を去ったのが1924年のことなので、すでに1世紀という歳月を経ている。1千名を超えるという大甲の教え子たちも多くは故人となっている。取材や調査が難しいことは言うまでもあるまい。

本稿では160ページにおよぶこの資料集をもとに、「大甲の聖人」と謳われる志賀哲太郎の生涯をたどってみたい。



資料集はまさに圧倒されるような迫力で迫ってくるものがある。増田隆策氏の思いが伝わってくる一冊だ（志賀哲太郎顕彰会編）。



大甲の鎮瀾宮は媽祖信仰の本山として知られる。春には各地の媽祖廟を神像と信徒が巡る「媽祖遶境進香」が催される。

●肥後の國に生を受ける

大甲の郊外に鐵砧（てっちん）山という山がある。高さは 236 メートルほどなので、小高い丘と言ってもいいほどだが、頂からは大甲の街と、遠くに台湾海峡の海原が見える。

その南麓に一人の日本人の墓地がある。その人物は志賀哲太郎と言い、日本統治時代に当地で教師を務めた人物である。

志賀の墓地は山肌にあるため、見晴らしがいい。敷地は広く、周囲には志賀の教え子たちの墓園が、それこそ志賀の墓碑を守るかのように並んでいる。教え子から死後までも共にいたいと願われる教師とはどのような人物だったのだろうか。

志賀は 1865（慶應元）年 8 月 28 日に肥後国田原村（現在の熊本県益城町田原）で生まれた。幼名は岩太郎。向学心旺盛な子供で、家の手伝いをこなす傍ら、学業に励む毎日だったという。その後、私塾で学び、21 歳で上京を果たす。そして、明治法律学校（現在の明治大学）に進んだ。1887（明治 20）年のことだった。

父の死去に伴って帰郷した志賀は、熊本で結成された政治団体・国権党の党員となり、九州日日新聞（現在の熊本日日新聞）の記者になった。こ



大正 13 年に撮影された志賀哲太郎。領台初期に台湾へと渡った。

の頃は政治活動に深く関わるようになっていたが、間もなく政界を離れ、教育の世界に進むことになる。そして、領台翌年の 1896（明治 29）年、12 月に台湾へ渡った。志賀は 31 歳になっていた。

日本統治時代の半世紀、台湾総督府は学校の整備を熱心に進めた。領台当初、台湾の児童の就学率は 1 % 程度だったが、各種制度と環境を整え、終戦前年の 1944（昭和 19）年には児童就学率が 93% にもなっていた。言うまでもなく、これは世界でもトップレベルの水準だったが、志賀はその黎明期に台湾へ渡ったのである。

●台湾での暮らしが始まる

志賀は当初、台北の新起町（現在の西門町界隈）に居を構え、酒屋を経営しながら、台湾語（ホール語）の習得に励んだ。しかし、翌年には台中へ向かっている。当時の台中は熊本県出身者が多く暮らしており、そこに生きる術を求めた。

この頃は、基隆（きいるん）と高雄（当時の表記は「打狗」）を結ぶ縦貫鉄道が敷設中で、志賀は

ここで工事関係者を相手にした店を始めたという記録が残されている。

志賀が暮らしたのは台中の市街地ではなく、人里離れた三叉河（現在の三義）に近い伯公坑（はくこうこう）と呼ばれる場所だった。ここは勾配区間が続き、いわゆる「難所」だったので、多くの工員たちが集まっていた。志賀はここで工員を相手に商売する店を始めた。

志賀はここで島村ソデという一人の女性を雇っている。ソデは志賀と同じく熊本県出身で、婚姻関係はないものの、最期の時まで志賀と人生をともにした女性となった。

当時の台湾は治安が悪く、日本による統治を甘受しない勢力がゲリラ戦を展開していたほか、「土匪（どひ）」と呼ばれる武装集団が跋扈していた。志賀も襲撃に遭い、この時は事なきを得たものの、後にマラリアに罹ってしまう。当時、マラリアは何よりも恐れられていた病であり、一度罹れば7割は助からないとまで言われていた。

志賀は人力車に載せられ、伯公坑を離れた。そして、運び込まれた場所が運命の地となる大甲だった。医療施設のようなものはなかったので、市街地にある鎮瀾宮で治療が行なわれた。当時、ここは陸軍衛戍病院の大甲分院とされていたが、実態は名ばかりのものだった。志賀はソデの看病によって一命を取り留めた。

● 「大甲」の地と出会う

1899（明治32）年、志賀は大甲公学校の教員となる。公学校とは台湾総督府が設けた初等教育機関で、1898（明治31）年8月16日施行の公学校令によって設けられた。当時の学校は内地人（本土出身者とその子孫）が通う小学校と、本島人（漢人系住民子弟）が通う公学校、そして、山岳地域に暮らす原住民族の子弟が通う蕃童教育所があつたが、志賀は公学校の雇い教員として職に就き、その後、26年もの間、奉職することになる。

雇い教員とは戦前の日本で見られた職位で、師範学校卒業といった教員資格を持たない初等教育機関の教員で、いわゆる代用教員のことである。

2月に大甲に赴いた志賀は、台湾の土着言語である台湾語（ホーロー語）を習得し、5月頃から教鞭を執ったとされる。

当時の台湾には教育の概念そのものがなかった。生活も貧しく、日本による統治が始まったばかりの混乱期でもある。学校に子供を通わせる父兄は皆無に近かった。そのため、教員たちは学齢期の子供を持つ家庭を訪ね、教育の重要性を説いて回らなければならなかった。

志賀に限らず、領台当初の台湾、特に都市部以外の地域に赴任した教師や警官たちは、例外なくこういった役割を兼務していた。当然ながら、言葉が通じない不便や交通機関の未整備、そして、治安が安定しない中のことなので、その労苦は想像し得ないものがある。志賀の場合、大甲のみならず、近隣の外埔（がいほ）、内埔（ないほ）、大安（たいあん）、日南（にちなん）などにも足を延ばしていたという。

学校の設備も名ばかりのもので、貧相極まるものだった。大甲の場合も教室となる建物が用意できなかったため、市街地にある大甲文昌祠の一室を利用して授業が行なわれた。ここから志賀の教師人生は始まったのである。



大甲文昌祠。志賀の教師生活はこの廟の一室から始まった。日本統治時代の古写真。

大甲公学校校歌

一、
南の國の中つ方
大甲原に地をしめて
日に新たなる　日の本の
久遠の榮を祈りつ
集うや健兒千四百
集うや健兒千四百

二、
鐵砧山（てっちんざん）の　霧晴れて
黎明光り
ひじりの君の　大みこの
仰ぎかしこみ　進み来る
歴史榮ある學舎よ
歴史榮ある學舎よ

●「植民地」という矛盾の中で

台湾の経済が発展を遂げ、社会が成熟していくと、様々な「歪み」が生じるようになる。台湾総督府は同化政策を進めていくが、同時に台湾の人々は、不平等に気付くようになっていった。

1913（大正2）年1月22日、台湾総督府は公文書における漢訳文を廃止すると決定した。それまで、府命令、告示、告諭などといった公文書には、漢訳文を付していた。しかし、国語のより一層の普及を目指すという名目で、訳文の記載が廃止されたのである。

これに対し、各地で反発が起こった。志賀もまた、民族平等を信条としており、台湾の土着文化を尊重する姿勢を貫いていた。そして、総督府の決定に反対の姿勢をとった。

志賀は台湾の人々におもねるような一面はなく、あくまでも自身の教育理念に従って生きていた。しかし、こういった理想は現実と向かい合う中で、徐々に軋轢が生じていく。



大甲附近の地図。教え子たちは広く社会を担う人材となっていましたが、帰省すれば、必ず恩師を訪ねたという。また、大甲公学校の台湾人教員は多くが志賀の教え子であった。

志賀は台湾の伝統文化を軽視してはならないという信念を持っており、以前から、総督府の政策と方針に異議を感じていたようである。当然ながら、人々からは慕われるが、その一方で、官憲との関係は複雑なものになっていった。そして、苦悶の日々を送ることになる。

1921（大正10）年10月17日、台湾人の自治を求める「台湾文化協会」が発足する。林献堂や蔣渭水が中心となり、台湾人の文化啓蒙と民族意識高揚を訴えた。志賀はその理念を評価していたというが、これがもとで官憲との軋轢が決定的なものとなった。

人格者として知られ、志賀とも親しかった大甲公学校の金子政吉校長は同僚のやっかみがもとで、職を解かれ、大甲を去った。この金子校長も多くの方に慕われた人物で、大甲公学校を辞した後、台湾総督府工業講習所の書記となった。金子は1938（昭和13）年に脳溢血で他界したが、翌年に教え子たちは大甲公学校内に石碑を設けた（残念ながら現存しない）。

●一生涯、雇い教員を貫いた理由

金子校長の後を継いだ校長と志賀は、そりが合わなかったようである。生徒や父兄、そして同僚となる台湾人教師から篤く慕われる志賀に対し、

校長は嫉妬したようである。

志賀は校長によって様々な形で疎まれたが、そこにはもう一つの理由があった。それは昇官を嫌ったことである。

志賀は出世を望まず、無私無欲の人物だった。生涯、雇い教員のままで大甲の暮らしを貰いたため、時には教え子が師範学校を卒業し、正規教員として郷里に戻ると、「雇い教員」の志賀よりも上席に座ることもあった。それでも、志賀は一向に気にする様子を見せなかつたという。これもまた、志賀の「生きざま」が伝わってくる逸話と言えよう。

1924（大正 13）年に撮影された一枚の古写真が残されている（澤田寛旨氏所蔵）。羽織袴姿の志賀哲太郎である（18 ページ）。

通常、教師は判任官（大日本帝国憲法下における下級官吏）となった時点で、文官服を着用し、剣を吊る。しかし、教育とは威圧的であつてはならず、剣などを吊つては真の教育は行なえないと考えた志賀は、昇官を固辞し続けた。そして、「教育とは子どもの知能を啓発し育てるものであり、役人根性を以てこれを律するのは教育の道に反する」という強い信念を持っていた。

こういった考え方だったこともあり、志賀は自らの経歴を語ることはなかった。そのため、人々は誰として志賀の過去を知ることはなかった。志賀が提出した履歴書には、明治法律学校で法律学を専攻したことは記されていない。これは高学歴であることを書けば、必ず任官させられるからである。また、国権党時代の政治運動や記者時代のことなども、口にしなかつた。

任官を嫌ったもう一つの理由として、転勤の可能性を挙げなければならない。大甲という土地を愛し、大甲の人々と常にともにありたいと願った志賀は、この地を離れることは望まなかつたのである。

志賀は大甲の子供たちの教育に人生を捧げる決

意をしていた。そして、人々の中に溶け込み、人々のために生きる覚悟を決めていたのである。志賀は台湾の地を踏んで以来、一度も帰郷したことがなかつた。ただひたすら、大甲という土地を愛し、教育に生涯を捧げたのである。

● 26 年間無欠勤を貰いた教師

しかし、何度も昇官を持ち掛けた校長に対し、固辞し続ける雇い教員という関係は、徐々に人間関係を複雑なものにしていった。

1924（大正 13）年、大甲公学校高等科の学生と日本人教師の間で諍いが起り、学校はこの学生に対し、退学処分を決めた。これを受け、生徒の親は志賀に仲介を求めた。志賀は校長に処分撤回を頼み込んだが、校長はこれを拒否し、さらに、志賀を教壇から退け、学校農園の管理をさせることを決めた。つまり、志賀は教育の現場に立つことを否定されたのである。

1924（大正 13）年 12 月 21 日、この日、志賀の勤続 25 周年祝賀会が開かれた。この時は 300 名の人が集まり、台中州知事、台中州内務部長、大甲街長ほか、街の有力者や教え子たちが志賀を祝った。志賀は壇上に立ち、涙ながらに感謝の気持ちを伝えたという。

志賀の教育姿勢は「厳格」という一言で示せる。他人に対してだけでなく、自らにも厳しく、在勤 26 年間にわたって無欠勤だった。大甲公学校の校長を務めた金子政吉の書簡によると、実は志賀は病気に罹ったことはあったが、それでも必ず一度学校に来て、出勤簿に捺印の上、帰宅したという回想が記されている。志賀は、「子供のいない自分としては、一身を犠牲にし、全てを捧げる決心をしている」という言葉を残しているが、有言実行そのものである。

一方で、厳しいだけではなかつたという一面も容易に推測できる。志賀は生徒のみならず、地域住民に深く慕われていた。また、清廉潔白な人柄



志賀哲太郎を報じた台湾日日新報の記事（漢珍知識網より転載）。

で、謙虚な人物だったという。礼儀を重視し、誰に対しても丁寧に挨拶をする。たとえ、相手が児童であっても礼には礼をもって返すという生真面目な一面も持ち合わせていた。

●式典の一週間後、悲劇はやってきた

盛大な祝賀会からわずか一週間後、誰もが驚く事態が待っていた。

1924（大正13）年12月28日未明、志賀は毎日4時に起きる暮らしをしていたが、この日もいつもと変わりなく、この時間に起き、羽織袴姿で家を出たという。そして、帰らぬ人となった。

行き先は完成したばかりの水源池だった。身体に9キロもの石を括り付け、入水自殺を図ったのである。遺体が発見された際には、すでに息絶えていたという。

葬儀は12月30日に執り行なわれた。教え子たちが準備を行ない、中央の祭壇に靈柩が置かれた。右側には遺族席が設けられたという。志賀に遺族はいないはずだが、ここには教え子たちが先を競って座ったという。参列者は多く、会場に入れないと伝えられる。

この時、教え子を代表して、呉淮水という人物が弔辞を読み上げた。その文面は残っており、意義のあるものなので、以下に全文を掲載したいと思う。

弔辞

大正十三年十二月三十日、故志賀先生の御靈前に、大甲公学校出身門下生謹みて一言を告ぐ。

先生は明治三十二年二月、本校に教鞭を執られ、当時の台湾、当時の大甲、戦苦闘二十有六年、一生一代をつくして今日における先生の大甲を建設せらる、その結果、我が大甲は血氣旺盛なる青年の毛髪を白く染め当年の意氣を奪い、遂に惱殺して、今や鉄砧山麓に老骨を葬らんとす、嗚呼哀しいかな。

聞けば往事、先生は現時中央政界に時めく政客と共に学び、共に出廬し、天下を呑まん勢なりといふ。その後、感ずるところありて植民地教育に投ぜられ、爾來同一の目的、同一の場所、同一の主義の下、終始一貫、二十六年を一日の如く勤続し終りたり。廟堂に座し、国事に奔走し、天下に号令す、大丈夫の本懐たるは不肖これを知る。

彼、高樓に入り、我れ情誼の校舎に起居す。彼、巨万の富を有するに対し、我れ数千の門下を擁す。国事に尽して可なるも、人材培養に尽すは更に可なり、国家に尽すは一にして、孰れが貴きか未だ量る能はず、不肖等、不幸にして神を識らず、只至れる人として先生を信じ疑わざるものなり、然るに名慾利情に勝つ先生は、終に健康に勝てず、今や再び芳顔を拝する時なし、志賀死すとも徳は死せず、不肖を薰化して千載に至らむとす。願わくば安らかに眠り給はぬことを。

門下生 呉淮水 敬拝

なお、葬送の際、人々は道教式の「路祭」を行なったと伝えられる。これは祭礼方式の一つで、路傍に供物を並べ、線香を立てる。現在の台湾でもよく見かけるものだが、その意味するところは、志賀哲太郎という教師は「神」として扱われたということである。人々がいかに志賀を慕っていたかがわかるエピソードである。

なお、この日の参列者は1千人余りと言われる。



志賀哲太郎墓碑。志賀は德育を重視した教育を目指したという。大甲の就学率は台湾の平均が50%程度に対し、70%と高い数字となっていた。



背面上には志賀哲太郎についての詳細な記録が刻み込まれている。

そして、声を上げて哭かない者はいなかつたと伝えられる。「街民挙げて聖人を見送る」という言葉は大げさなものではなかつた。

●教え子が寄贈した墓地

志賀の墓地は鐵砧山に設けられた。これは志賀の教え子で、教師になった郭金焜が寄贈したものである。郭は明治45年卒業生で、戦後に大甲鎮の鎮長となった人物である（鎮は台湾の行政単位で町に相当）。

墓地は遺言に従い、台湾式で土葬された。墓碑の背後にはコンクリートで覆われた肉まん型の塚がある。ここに志賀は埋葬されている。

当初は仮埋葬だったこともあり、墓標は杉材を

用いた簡素なものだったが、1925（大正14）年1月8日に墓碑建設委員会が発足。大甲公学校の校長、大甲街の街長などが名を連ねている。

墓碑は高さ約1.2メートルの自然石で、1927（昭和2）年2月20日に建碑式が催された。正面には「志賀先生之墓」と刻まれている。

墓地の前には広大な土地が広がっている。ここには教え子たちの発議によって、1940（昭和15）年に「志賀先生記念園」が整備される予定だったが、残念ながら、戦況の悪化に伴い、実現しなかつた。

1934（昭和9）年12月29日には、志賀の没後10年となる墓前祭が開かれている。この時は教え子と大甲の街民が集まり、墓前で手を合わせた。参列者は台中州知事以下、3千人を超えたという（台湾日日新報漢文版）。1931（昭和6）年当時の大甲の人口は2万2879人だったので、墓前祭がいかに大きなものだったのかがよくわかる。

なお、島村ソデの墓についても触れておきたい。志賀の墓の左隣りにソデの墓碑がある。この墓碑もまた、志賀の教え子たちによって建てられた。ソデは1930（昭和5）年に世を去った。志賀の死後も大甲に暮らしていたが、出家したと言われている。出家先は東本願寺大甲布教所と見られる



没後十年の墓前祭を報じる記事。台湾日日新報の漢文版。「三千余名」の文字が見える（漢珍知識網より転載）。



墓地の前には草原が広がっている。教え子たちはここを記念公園にする予定を立てていたという。

が、これは推測の域を出ない。

●志賀哲太郎墓地を訪ねる

大甲の聖人と呼ばれた志賀の墓地は鐵砧山の南麓にある。大甲の市街地からは約1キロの距離がある。ここを訪れると、教え子たちが志賀をいかに慕っていたかを容易に理解できる。

墓碑は山肌に設けられているが、その周囲に教え子たちの墓地が並んでいる。志賀の墓碑は大きなもので、存在感を漂わせているが、それを護るかのように、台湾式の墓園が並んでいるのである。

北側に宋家、陳家、李家、李家、周家、蔡家と六つの墓園があり、東側に陳家と吳家の墓園がある。このうち、志賀の教え子という確証が取れているのは八名で、北側の陳家墓園には明治38年卒業生である陳啓明、その二つ隣りの李家墓園は昭和2年卒業生の李燕山が眠る。この二人は地場産品である大甲帽（パナマ帽）で大富豪となった大甲の名士である。

生前に慕われ、その教え子たちが人生を終える時にもなお、慕い続けた日本人教師。ここを訪れると、志賀哲太郎という人物像、そして、教え子たちとの関係がいかなるものだったのかが強く感じられる。



志賀が教員として大甲に暮らしたのは26年間。巣立っていった教え子は1000名あまりと言われている。



墓碑について語る張慶宗氏。島村ソデの墓地前にて。

志賀は台湾という地を愛し、それがゆえに上司と衝突し、挫折。自らの命を絶った。しかし、志賀がすべてをかけて育て上げた教え子たちは、志賀の精神を受け継いで社会に出て、台湾の「今」を創り上げた。そして、晩年は師である志賀のもとに戻り、ともに大甲の街を見つめているのである。

●大甲と熊本を結びつける存在として

そもそも、大甲の人々が志賀をして、「聖人」と呼ぶ所以はどこにあるのか。そして、聖人の定義とは何なのか。儒教においては、聖人は道徳の体

現者であり、偉大さと崇高さ、心の高貴さが三大要素とされる。

志賀は生前、「慈悲、節儉、謙虚の三つがあれば、心はいつも平穏でいられる」と生徒に語っていたという。そして、実際に、教室以外では厳しい顔を見せることがない穏やかな人物だった。その生きざまは「誠実」という言葉で言い表せそうだ。そして、日本人のみならず、台湾の人々もまた、志賀の生きざまや人柄に感銘を受け、惹きつけられる感性と美意識を持ちあわせている。こういった共有できる価値観・道徳観の上に日台の絆があり、両者の緊密な交流は存在しているのである。

先述の増田氏は、調査を続ける中で、志賀とい



志賀哲太郎墓地を遠望する。周囲にはいくつかの墓園があるが、多くは志賀の教え子たちの墓である。



日本統治時代、台湾教育の聖地とされた台北の「芝山巒」(現在の芝山公園)にも合祀された。志賀の名が刻まれた石碑が今も残る。

う人物がいかに大甲の地で慕われていたかに驚き、そして、それが過去のみならず、現在にも受け継がれていることに圧倒されたと語る。

大甲の場合、志賀の教え子たちが能力を発揮し、地域の発展に大きく寄与していたこと、そして、張慶宗氏のような郷土史研究家の成果もあって、志賀の知名度は保たれてきた。現在、「志賀哲太郎顕彰会」でも、志賀に関する史料を集め、台湾とのやりとりを繰り返しているという。そして、合同慰靈祭や訪問団の派遣、講演会の実施など、様々な交流事業を行なっている。

最後に、本稿の執筆に当たり、筆者は「志賀哲太郎顕彰会」から各種情報の提供を受けた。『熊本が生んだ台湾大甲の聖人志賀哲太郎資料集』の主筆・増田隆策氏をはじめ、白濱裕氏、顕彰会の折田豊生氏、郷土史研究家・張慶宗氏、そして、志賀哲太郎という人物を今も郷土の偉人として扱い、慕う大甲の人々にも感謝の気持ちを伝えたいと思う。



大甲の中心部にある文昌祠では一室を「志賀哲太郎紀念室」として整備し、各種資料の展示を行なっている。河本有紀提供。

日本台湾交流協会事業月間報告

主な日本台湾交流協会事業（4月実施分）

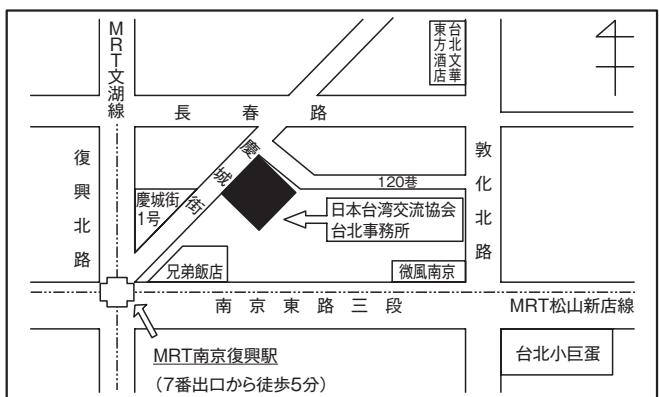
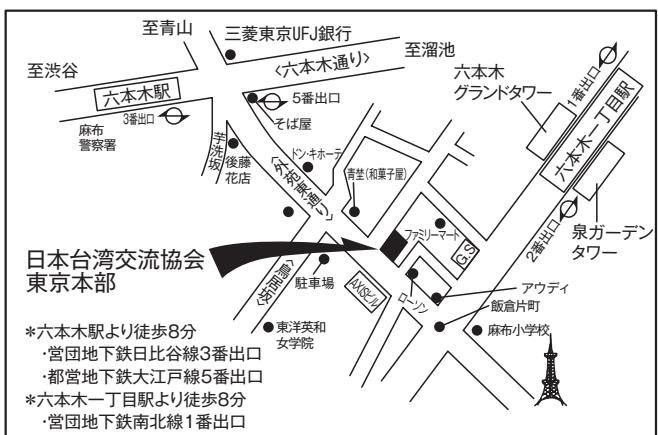
4月	場所	内容
8日	台中市	領事出張サービス
16日	台南市	領事出張サービス
29日	台北市	グローバル協力訓練枠組み（GCTF）「新型コロナウイルスに係るディスインフォメーションに対する取組」バーチャルセミナー（共催）

交流

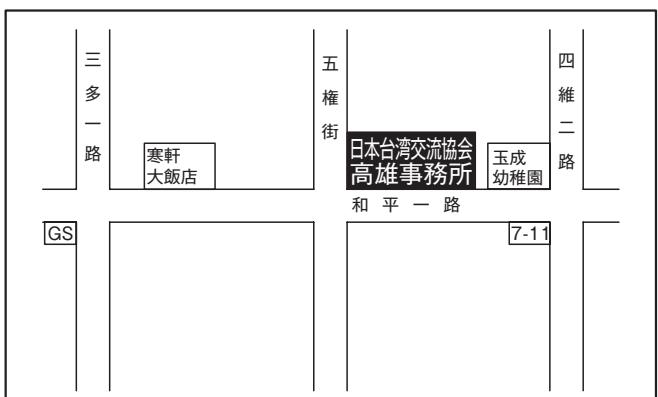
2020年5月 vol.950

令和2年5月25日 発行
 編集・発行人 舟町仁志
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 FAX (03) 5573-2601
 URL <http://www.koryu.or.jp>
 (三事務所共通)

表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tong Tai Plaza, 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 FAX (886) 2-2713-8787



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号
 南和和平大楼9樓・10樓
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 FAX (886) 2-771-2734

